【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

保安検査申請について

１　火薬類製造業者と火薬庫の所有者・占有者は、都道府県による保安検査が必要です。

火薬類製造業者と火薬庫の所有者・占有者は、年に１回定期に保安検査を受検しなけれ

ばなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 保安検査申請書（様式第１８） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | １ | **支払場所で受け取った「控１」のレシートを申請書の裏側に貼り付ける。** |

３　手数料（申請書に印刷されたバーコードで納付してください。）

○手数料：**41,000円**

○バーコード付き申請書の入手に当たっては、**県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」からダウンロード**できます。

○バーコードが印刷された申請書を**次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付**してください。

　　　　鳥取県庁本庁舎　地下１階　売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　　　　中部総合事務所　２号館１階　倉吉食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　　　　西部総合事務所　２号館A棟１階　米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）

　○納付後に受け取った**「控１」の印字があるレシート（例１）を申請書の裏面に貼り付け**てください。

　　（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例２）を貼り付け）

<例１>　　　　　　　　　　　　　<例２>

　　　

５　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理部消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第１８（規則第４４条の２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×受　理　日 |  年　　月　　日 |

保安検査申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地（電話） |  |
| 製造所又は火薬庫の所在地（電話） |  |
| 完成検査証の交付年月日 | 年 月 日 |
| 前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日 | 年 月 日 |

備考 　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２　×印の欄は、記載しないこと。